

宗谷地区広域港湾BCP

第1版

令和8年4月

宗谷地区広域港湾BCP協議会

はじめに ～本計画の検討に至る背景等～

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、石川県輪島市などで震度階級最大の震度7を観測したほか、震源域が半島先端部の陸域から海域まで広がっていたことから津波も発生し、北海道から九州にかけての日本海沿岸に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された。

この地震・津波により特に甚大な被害を受けた能登半島地域は、三方を海に囲まれていること、陸路でのアクセスに制約があること、大半が過疎地域で高齢者が多いことなどの特徴があり、被災したインフラ施設等の応急復旧と並行する形で、重要港湾・地方港湾を含めた複数の港湾を活用して、緊急支援物資や復旧資機材等を海上輸送する支援活動が行われた。

このような能登半島地震での経験から、災害発生後の速やかな支援活動においては重要港湾のみならず地方港湾を含む広域的な港湾間連携が必要であるとの認識の下、令和7年6月に「広域港湾BCP策定ガイドライン（被災地支援輸送編）」が国土交通省港湾局より公表された。

同ガイドラインの公表を受けて、本協議会では2つの離島（利尻島、礼文島）を有することから、大規模災害発生時における被災地支援輸送の重要性に鑑み、稚内港、利尻島（沓形港、鴛泊港）、礼文島（香深港）を対象とする「宗谷地区広域港湾BCP」を検討することとした。

このような背景から本計画は、大規模災害発生時において、稚内港と離島港湾（沓形港、鴛泊港、香深港）における海上支援ネットワークを形成し、港湾における支援側・受援側の防災拠点を確保することにより、被災地への円滑かつ速やかな支援活動に寄与することを目的とした連携方策をとりまとめたものである。

令和8年4月
宗谷地区広域港湾BCP協議会

目 次

はじめに	巻頭
1. 基本方針	1
2. 実施体制	2
2-1 協議会の構成	2
2-2 発動基準	3
3. 想定する海上支援ネットワーク	4
3-1 想定する災害とその際の地域及び各港湾の被害想定	4
3-2 計画の対象範囲と対象港湾	10
3-3 広域・地域支援ふ頭による海上支援ネットワーク	12
4. 分析・検討	13
4-1 港湾施設の被害想定	13
4-2 災害発生による影響度分析	14
5. 対応計画	15
5-1 被災地支援輸送に従事する船舶の想定	15
5-2 被災地支援輸送のための対応計画	19
5-3 被災地支援輸送における重要事項	23
6. マネジメント計画	25
6-1 事前対策	25
6-2 教育・訓練	25
6-3 見直し・改善	26
資 料 編	巻末

1. 基本方針

宗谷地区広域港湾BCP（以下、「本計画」という）は、北海道北部に位置する宗谷地区において大規模な地震・津波が発生した場合に、特に海上輸送による支援が必要な被災地への海上支援ネットワークの形成、ならびに港湾における支援側・受援側の防災拠点を確保することにより、被災地への円滑かつ速やかな支援活動に寄与することを目的として策定するものである。

宗谷地区にある2つの離島（利尻島、礼文島）には3つの港湾（杓形港、鴛泊港、香深港）が存在しており、平常時には稚内港を起終点とする「フェリー」が就航しているほか、「燃油輸送」、砂利・砂、石材などの「一般貨物輸送」が行われており、離島住民の生活ならびに産業活動に大きな役割を果たしている。しかしながら、大規模災害の発生により被災した場合には、海上輸送による支援が必要不可欠な地域である。

このような状況を踏まえ、本計画では大規模災害に対する防災拠点として、稚内港を「支援側拠点」（広域支援ふ頭）、離島の3港（杓形港、鴛泊港、香深港）を「受援側拠点」（地域支援ふ頭、地域連携ふ頭）に位置付け、災害対応や被災地支援活動に対応することを基本方針とする。

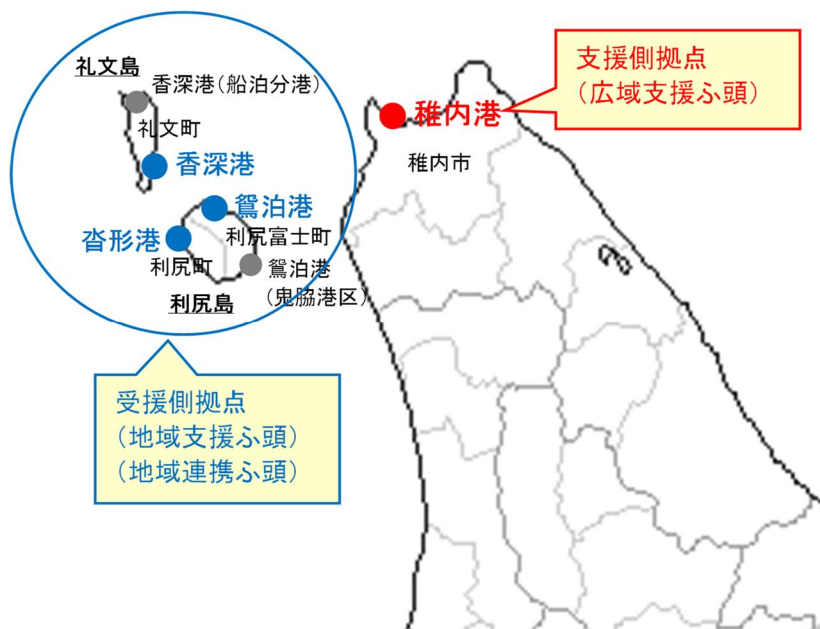


図 1-1 本計画における支援側拠点と受援側拠点の位置づけ

■各ふ頭の定義

広域支援ふ頭：被災地支援のための一次輸送拠点であり、主に重要港湾以上の港湾が担うと想定される支援拠点。緊急物資輸送を想定した耐震強化岸壁が整備済みまたは整備中であるふ頭を対象とする。

地域支援ふ頭：被災地域での受入拠点となる二次輸送拠点であり、被災地域に近接する重要港湾以上の港湾と地方港湾等が担うと想定される受援拠点。緊急物資輸送を想定した耐震強化岸壁が整備済みまたは整備中であるふ頭を対象とする。

地域連携ふ頭：被災の程度により、発災後において使用可能な場合に受援側の拠点として活用を見込むふ頭。耐震強化岸壁の整備は必須ではない。

2. 実施体制

2-1 協議会の構成

宗谷地区広域港湾 BCP の策定主体及び同 BCP に基づくマネジメント活動の実施主体として、港湾関係者による「宗谷地区広域港湾 BCP 協議会」（以下、「協議会」という）を設置し、継続的に運営していくこととする。

協議会の構成を表 2-1、連絡体系を図 2-1 に示す。

なお、本 BCP 対象港湾の非常災害時において、①岸壁等の利用に関する調整、②岸壁等の点検・利用可否判断、③応急復旧・支障物件の撤去、などを港湾管理者からの要請を受けて国が行う場合がある。

表 2-1 協議会の構成

■協議会構成員

区分	組織・部署等	備考
港湾管理者	稚内市 建設産業部 港湾空港課	稚内港
	利尻町 産業課	杓形港
	利尻富士町 産業振興課	鴛泊港
	礼文町 産業課	香深港
関係団体・企業	ハートランドフェリー株式会社	災害復旧及び支援 輸送協力
	日本通運株式会社 稚内物流事務所	
	稚内海運株式会社	
	稚内建設協会 維持・防災部会	
行政機関	北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課	事務局
	北海道開発局 港湾空港部 港湾建設課	
	北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課	
	北海道開発局 稚内開発建設部 築港課	
	北海道開発局 稚内開発建設部 稚内港湾事務所	
	第一管区海上保安本部 稚内海上保安部 交通課	
	北海道運輸局 旭川運輸支局（稚内庁舎）（海事担当）	
	北海道 宗谷総合振興局 地域創生部 危機対策室	

■オブザーバー（支援協力機関）

区分	組織・部署等	備考
自衛隊	陸上自衛隊 北部方面総監部 防衛部 防衛課	
	海上自衛隊 稚内基地分遣隊 警備科	
警 察	北海道旭川方面稚内警察署 警備課	
消 防	稚内地区消防事務組合消防署 警防第一課	
	利尻礼文消防事務組合消防本部 総務課	
漁業協同組合	稚内漁業協同組合	
	稚内機船漁業協同組合	
	利尻漁業協同組合 鴛泊本所	
	利尻漁業協同組合 杓形支所	
	香深漁業協同組合	
その他	上記以外の関係機関にも災害時には協力要請する場合がある	災害協定締結団体等

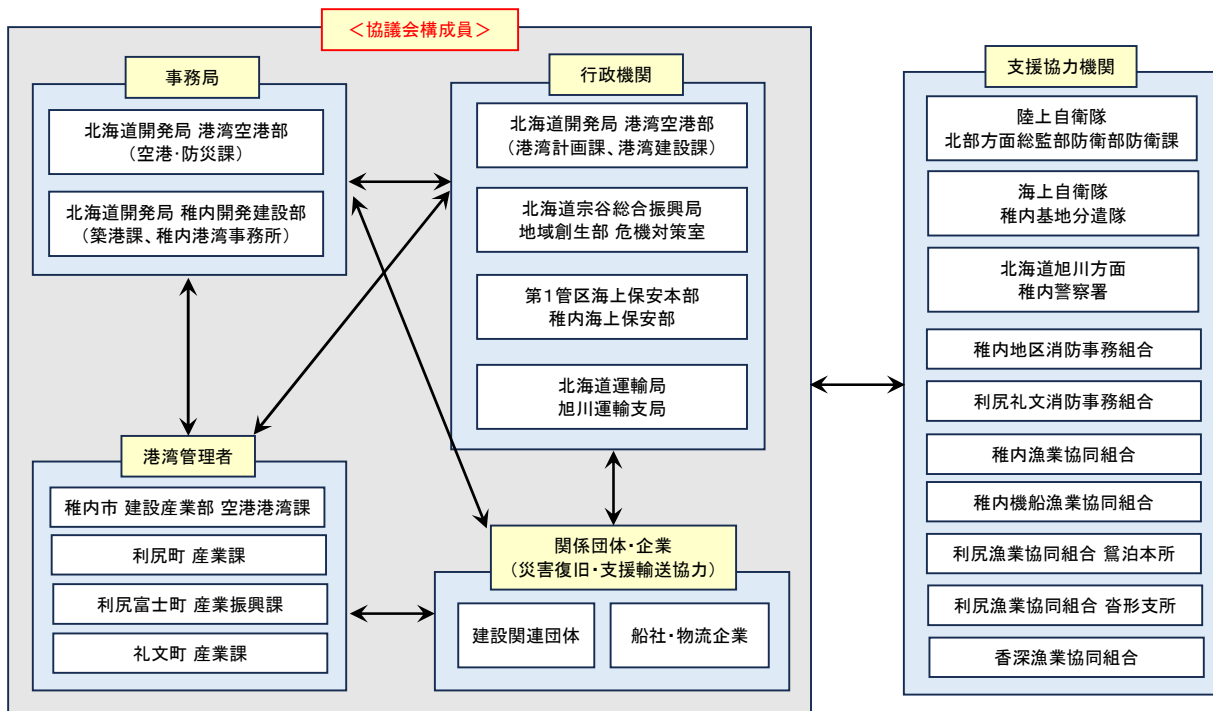


図 2-1 協議会の連絡体系

2-2 発動基準

宗谷地区広域港湾 BCP の発動基準は以下のとおりとする。

なお、発動・解除に関しては、事務局（北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課、稚内開発建設部 築港課、稚内港湾事務所）より、前掲図 2-1 の連絡体系に基づき、関係機関へ通知を行う。

<発動基準>

- ・稚内市、利尻町、利尻富士町、礼文町において、「震度 5 弱以上が観測」された場合、または「津波警報以上の発表」があった場合
- ・宗谷地区において災害等が発生し、構成員等から広域港湾 BCP 発動の要請があった場合、若しくは事務局が広域港湾 BCP 発動の必要があると認める場合

3. 想定する海上支援ネットワーク

3-1 想定する災害とその際の地域及び各港湾の被害想定

(1) 想定する災害

宗谷地区は北海道の中でも比較的地震の少ない地域であるが、ひとたび発生すると住民生活や産業活動に甚大な被害をもたらすことが想定される。発生が想定される地震としては、内陸型地震の「サロベツ断層帯」による地震と海溝型地震の「北海道北西沖地震」が挙げられる。

サロベツ断層帯は、豊富町から天塩町に至る長さ約44kmの断層帯で、地震の規模はM7.6程度、今後30年以内の発生確率は4%以下とされている(図3-1-1)。

一方、北海道北西沖地震は、北海道日本海沿岸の最北部を震源とし、地震の規模はM7.8程度、今後30年以内の発生確率は0.006~0.1%とされている(図3-1-2)。

なお、北海道日本海沿岸で想定されている地震は、陸地に近いところにある断層により発生するため、揺れが大きくなることに加え、地震発生から津波到達までの時間が短いといった特徴がある。



図3-1-1 サロベツ断層帯の位置、地震規模、発生確率
出典) 地震調査研究推進本部 HP

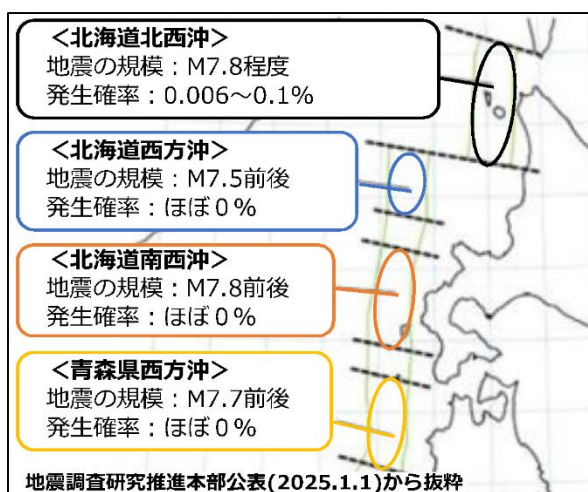


図3-1-2 北海道北西沖地震の発生位置、規模、発生確率
出典) 北海道:「日本海沿岸の地震・津波被害想定」, 令和7年6月公表

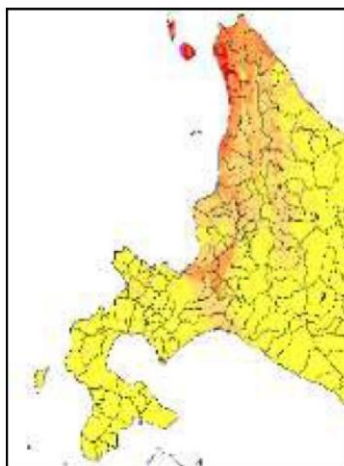
(2) 地域及び各港湾の被害想定

上述した想定災害のうち、ここでは地震及びそれに伴う津波の発生により、被害がより甚大となる可能性がある「北海道北西沖地震」の被害想定について記述する。

北海道北西沖地震が発生した場合、宗谷地域（稚内市、利尻島、礼文島）においては震度6弱、震度6強、震度7といった震度が推計されている（図3-1-3）。

この地震によって津波が発生した場合の、各自治体の海岸線における最大津波高を図3-1-4に、宗谷地区および各港湾の津波浸水想定図を図3-1-5～図3-1-9に示す。

また、これらの地震・津波が発生した場合の各自治体における被害想定結果を表3-1-1に示す。



F02 F03 (連動)

■震度7、■震度6強、■震度6弱、■震度5強、■震度5弱、■震度4以下

図3-1-3 北海道北西沖地震の震度分布

出典) 北海道：「日本海沿岸の地震・津波被害想定」，令和7年6月公表

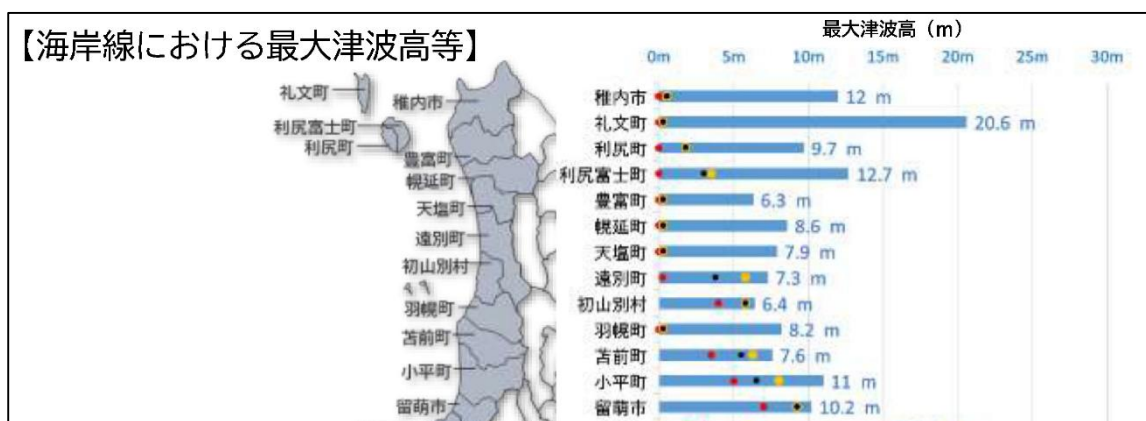


図3-1-4 北海道北西沖地震による最大津波高

出典) 北海道：「日本海沿岸の地震・津波被害想定」，令和7年6月公表



図 3-1-5 北海道北西沖地震による津波浸水想定範囲

出典) 北海道：「日本海沿岸の地震・津波被害想定」, 令和 7 年 6 月公表



図 3-1-6 稚内港（中央ふ頭周辺）の津波浸水想定図

出典) 稚内市：津波ハザードマップ（2024年7月）

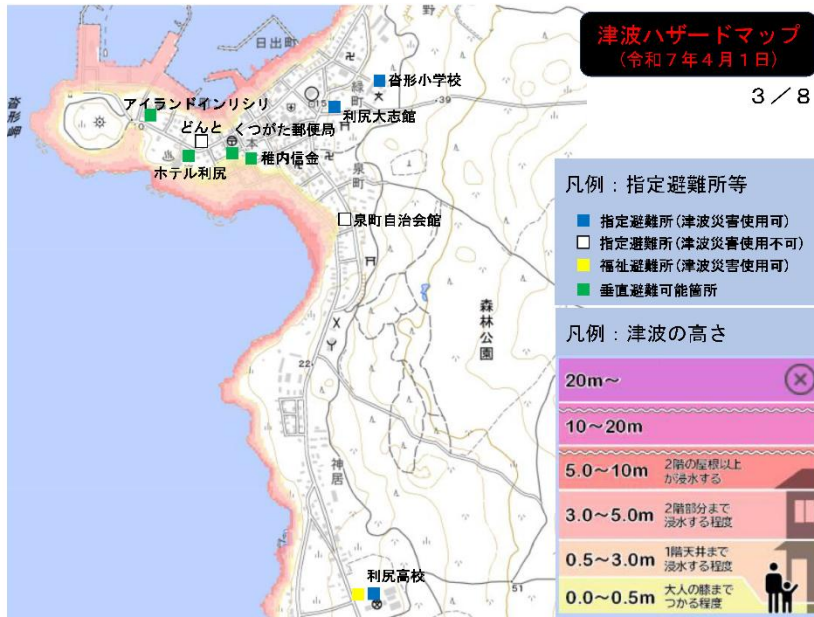


図 3-1-7 杓形港周辺の津波浸水想定図
出典) 利尻町：津波ハザードマップ (令和7年4月)

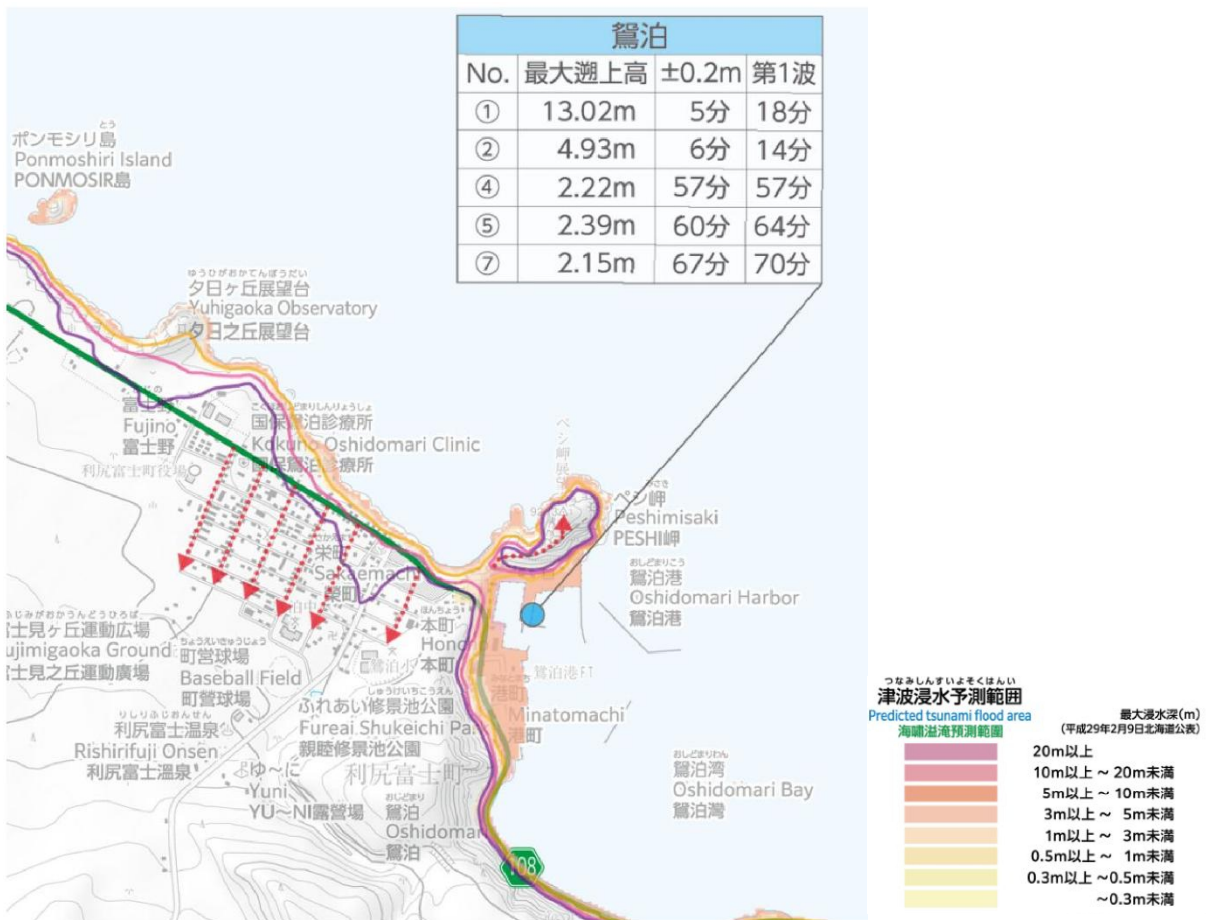


図 3-1-8 鷺泊港周辺の津波浸水想定図
出典) 利尻富士町：津波ハザードマップ



図 3-1-9 (1) 香深港周辺の津波浸水想定図

出典) 礼文町: 津波ハザードマップ (令和 7 年 6 月)

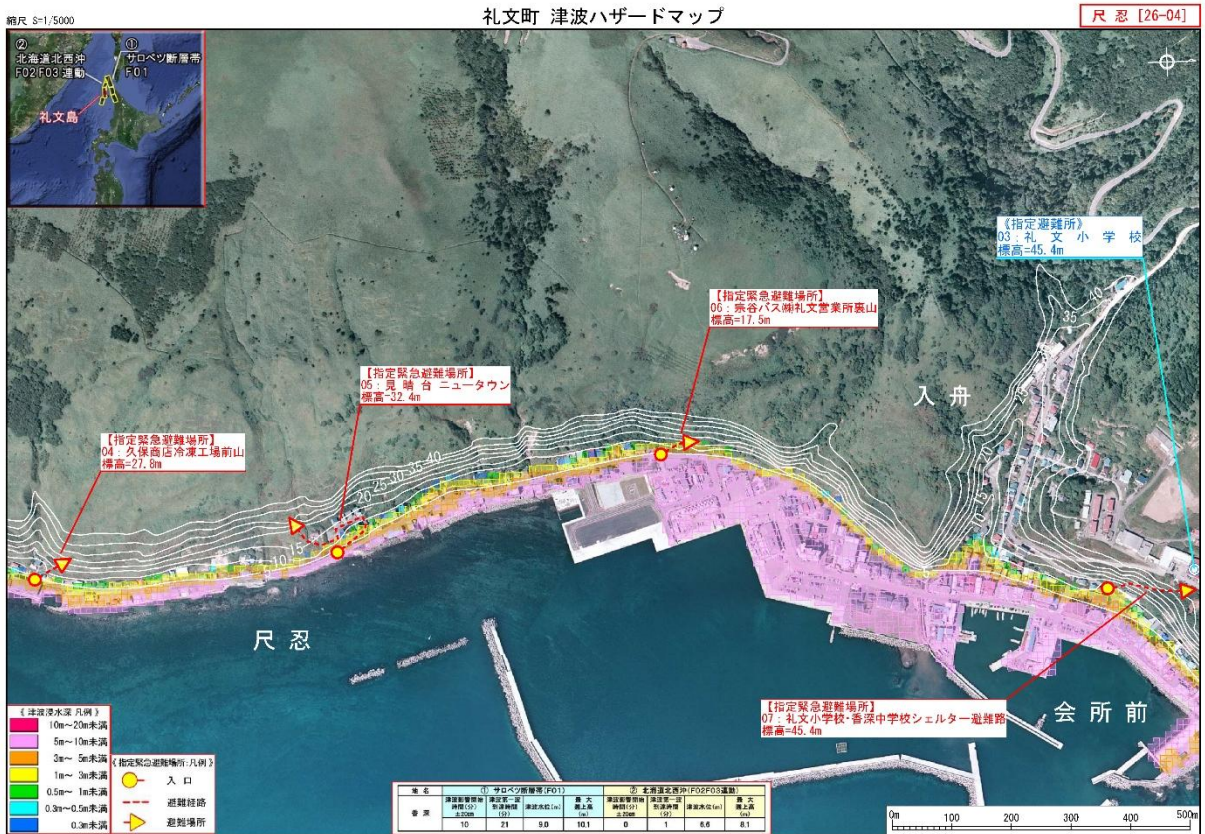


図 3-1-9 (2) 香深港周辺の津波浸水想定図

出典) 礼文町: 津波ハザードマップ (令和 7 年 6 月)

表 3-1-1 北海道北西沖地震による各自治体の被害想定結果

想定被害		稚内市	利尻町	利尻富士町	礼文町
建物被害（全壊）（棟）		2,800	1,000	1,500	1,000
死者数(人)	建物倒壊	10	90	80	90
	津波（直ちに避難 70%）	790	130	30	520
	津波（直ちに避難 20%）	2,200	160（170）	60	630
	急傾斜地崩壊	—	—	—	—
	地震火災	—	—	—	—
負傷者数(人)	直ちに避難 70%	450	380	350	400
	直ちに避難 20%	620	380	360	420

出典) 北海道：「日本海沿岸の地震・津波被害想定」，令和 7 年 6 月公表

注 1) 前提条件として、断層モデルを F02F03（連動）、発生時期は被害が深刻となる冬・深夜とした

注 2) 利尻町の（ ）は津波死者数が最大となる「冬・夕」に発生した場合

3-2 計画の対象範囲と対象港湾

本計画の対象範囲は、北海道の最北部に位置する宗谷地区（稚内市、利尻島の利尻町と利尻富士町、礼文島の礼文町）とする。

対象港湾は、平常時において離島フェリーが就航している、稚内港（重要港湾）、杓形港（利尻町の地方港湾）、鴛泊港（利尻富士町の地方港湾）、香深港（礼文町の地方港湾）の4港とする（図3-2-1）。

これらの港湾には耐震強化岸壁の整備（鴛泊港を除く）がなされていることから、災害発生時における支援側拠点として稚内港を、受援側拠点として杓形港・鴛泊港・香深港を位置付けることとする（表3-2-1）。

各港におけるフェリー岸壁と耐震強化岸壁の位置を図3-2-2に示す。

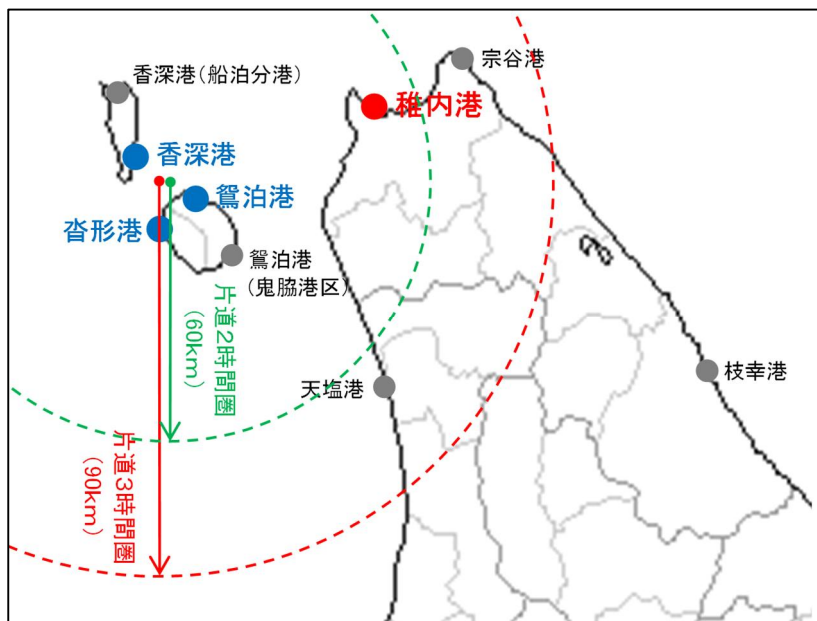


図3-2-1 宗谷地区広域港湾BCPの対象港湾

注) 利尻島には平成19年に鴛泊港と統合された鬼脇港区が、礼文島には平成17年に香深港と統合された船泊分港があり、これらの港湾も被災の程度（島内道路の寸断など）によっては支援物資の受入拠点として利用する可能性がある。また、天塩港では、冬季における海上輸送航路の安定化に資する代替航路として、鬼脇港区との間で試験運航が実施された経緯があることから、1次輸送拠点として利用する可能性がある。

表3-2-1 対象港湾4港の位置付け

拠点	役割	港湾名	保有施設（水深、延長）
支援側拠点 (1次輸送拠点)	広域支援ふ頭	稚内港	耐震強化岸壁（-6.0m、204m）
受援側拠点 (2次輸送拠点)	地域支援ふ頭	杓形港（利尻島）	耐震強化岸壁（-7.5m、160m）
	〃	香深港（礼文島）	耐震強化岸壁（-6.0m、160m）
	地域連携ふ頭	鴛泊港（利尻島）	フェリー岸壁（-6.0m、153.8m）※

※) 鴛泊港のフェリー岸壁は非耐震

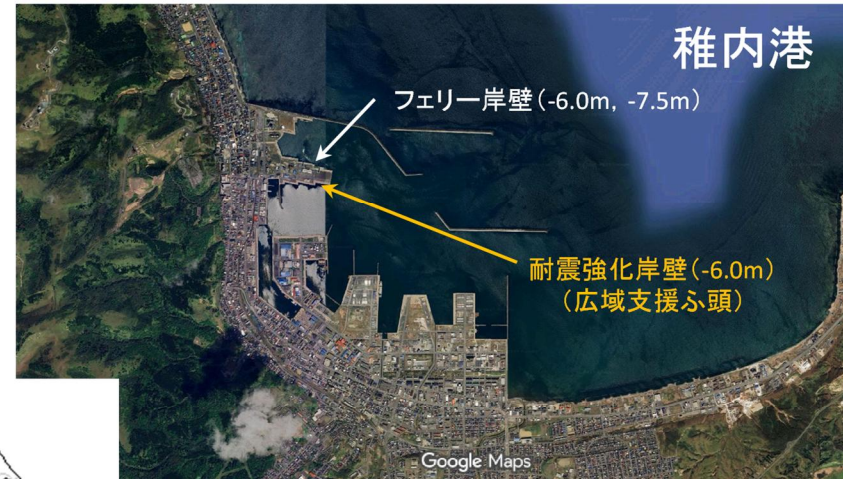


図 3-2-2 各港におけるフェリー岸壁と耐震強化岸壁の位置

3-3 広域・地域支援ふ頭による海上支援ネットワーク

被災地支援輸送を目的とする本計画における海上支援ネットワークを図 3-3-1 に示す。

被災地として想定した利尻島・礼文島へは、稚内港を支援側拠点とし、受援側拠点となる杓形港、香深港、鴛泊港との間で海上支援輸送を行うこととする（表 3-3-1）。

なお、状況に応じて、利尻島（杓形港、鴛泊港）と礼文島（香深港）の間での海上支援輸送を行う場合も想定する。

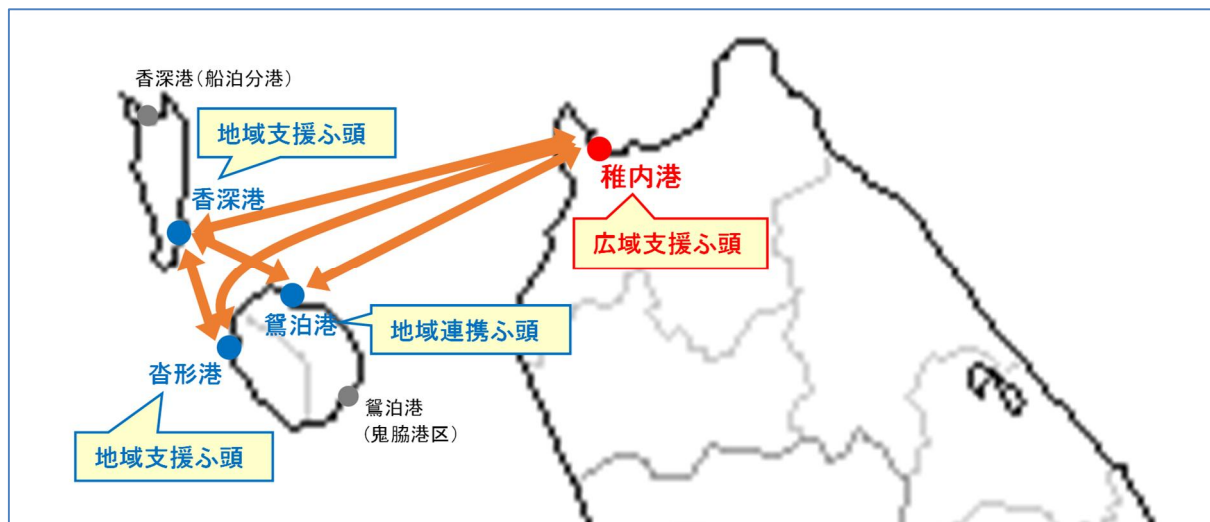


図 3-3-1 宗谷地区広域港湾 BCP における海上支援ネットワーク

表 3-3-1 被災地支援輸送の拠点港湾及び対象施設

拠点	役割	港湾名	施設名
支援側拠点 (1次輸送拠点)	広域支援ふ頭	稚内港 (重要港湾)	中央ふ頭 中央ふ頭-6.0m耐震岸壁(耐震強化岸壁)及び荷捌地等
受援側拠点 (2次輸送拠点)	地域支援ふ頭	杓形港 (利尻島・地方港湾)	新港第四岸壁(耐震強化岸壁)及び荷捌地等
	〃	香深港 (礼文島・地方港湾)	新港中央岸壁(-6.0m)(耐震強化岸壁)及び荷捌地等
	地域連携ふ頭	鴛泊港 (利尻島・地方港湾)	港町-6.0m岸壁(フェリー岸壁:非耐震)及び荷捌地等

4. 分析・検討

4-1 港湾施設の被害想定

地震・津波により想定される被害、ならびに被害レベルによる港湾施設の被害イメージを表 4-1-1、表 4-1-2 に示す。

表 4-1-1 港湾施設の被害想定

港湾施設		想定される被害	想定災害	
			地震	津波
水域施設	航路、泊地	漂流物や沈降物など 障害物の発生	—	○
外郭施設	防波堤、護岸	破損・沈下・倒壊	○	○
係留施設	岸壁、物揚場	破損、陥没	○	○
臨港交通施設	道路	破損、陥没	○	○
荷捌き施設	荷捌き地	破損、陥没	○	○
旅客施設	上屋	破損、倒壊	○	○
保安施設	照明	破損	○	○

資料) 香深港港湾事業継続計画(香深港港湾 BCP) 第 1 版 を参考に作成

表 4-1-2 港湾施設の被害イメージ

港湾施設	被害レベル		
	小	中	大
航路、泊地	漂流物による一時閉塞	航路・泊地の広範囲で漂流物が浮遊し一時閉塞	漂流物や沈降物の発生、船舶の座礁等により全面的に閉塞
防波堤、護岸	本体の被害なし	基礎工の洗堀、ブロックの飛散	本体の倒壊、沈下
岸壁、物揚場	漂流物・土砂等が堆積	許容限度内の軽微な変位	接岸機能の喪失
道路	一部陥没、漂流物・土砂等が堆積	陥没・段差等の発生。	広範囲に陥没・段差等が発生。大規模な漂流物・土砂等の堆積
荷捌き地	小型船・車両・土砂等が一部散乱・堆積	陥没・段差等の発生。	広範囲に陥没・段差等が発生。大規模な漂流物・土砂等の堆積
旅客施設、上屋	軽微な損傷	建物半壊	施設の倒壊や流出

資料) 同上

4-2 災害発生による影響度分析

北海道北西沖地震及びそれに伴う津波が発生し、被災地支援輸送に係る機能を喪失した場合の影響評価の結果を表 4-2-1 に示す。

稚内港港湾 BCP 及び香深港港湾 BCP 等を参考に災害発生による影響を分析した結果、緊急物資輸送、フェリー貨物、エネルギー輸送の順で影響度が大きく、これらを広域港湾 BCP の被災地支援輸送に係る重要機能とする。

表 4-2-1 被災地支援輸送に係る機能を喪失した場合の影響評価

重要機能	影響内容	特定理由等	影響度
緊急物資輸送	災害発生後の緊急物資輸送の遅れは、離島住民の生命に深刻な影響を及ぼす可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後の緊急物資輸送ならびに災害援助に重要な役割を果たすため、緊急物資輸送を重要機能とする。 対象とする施設は、各港湾の耐震強化岸壁及び関連施設とする。 	◎
フェリー輸送	利尻島及び礼文島と稚内港との間で就航しているフェリーが機能停止に陥ると、人・物品・車両の移動が停止し、住民生活や企業活動だけではなく、応急対応に影響を与える可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> 離島における人の移動及び物流の根幹をなす機能であり、島民にとって重要な役割を果たしていることから、フェリー輸送機能は緊急物資輸送と並ぶ重要機能とする。 対象とする施設は、各港湾の耐震強化岸壁、フェリー岸壁及び関連する施設とする。 	◎
エネルギー輸送	灯油、重油等のエネルギー関連が機能停止に陥ると、背後圏の住民の生命、地域経済に影響を与える可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ガソリンはフェリーで輸送、灯油・重油は冬期の流氷の影響を考慮して島内で備蓄されている。しかし、備蓄タンクは津波による被害で使用不能となる可能性があるため、上記 2 つの機能と同様に重要機能とする。 対象とする施設は、各港湾の耐震強化岸壁、フェリー岸壁及び関連する施設とする。 	◎
【参考】 その他 (一般貨物)	砂・砂利、セメント等の一般貨物は機能停止に陥ると、地域経済に影響を与える可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物には、応急復旧対応資材に必要なものや、利用する企業にとって重要な役割を果たすものも考えられるが、備蓄も可能であり、上記に優先するまでの理由がないため、広域港湾 BCP での優先的な輸送としては特定せず、必要に応じて実施するものとする。 	—

5. 対応計画

5-1 被災地支援輸送に従事する船舶の想定

宗谷地区広域港湾BCPが発動された際、被災地支援輸送に従事すると想定される船舶を表5-1-1に示す。

想定船舶の船種としては、利尻島・礼文島への定期航路を有するフェリー、官公庁船である港湾業務艇や巡視船・巡視艇、防衛庁が災害時に民間からチャーターするPFI船、杓形港や鴛泊港に重油や灯油を輸送している油槽船、稚内港や利尻島・礼文島を基地港とする作業船などが想定される。

表 5-1-1 被災地支援輸送の想定船舶

■フェリー

船名	船舶諸元					航海 速力 (ノット)	積載能力		
	総トン数 (GT)	長 (m)	幅 (m)	深 (m)	満載喫水 (m)		車両(台)		旅客定員(人)
							乗用車	8tトラック	
アマポーラ宗谷	4,265	96.55	15.00	5.50	4.00	19.25	53	21	夏期550、夏期以外495
サイプリア宗谷	3,555	95.70	15.00	5.40	4.00	19.60	55	21	夏期550、夏期以外475
ボレアース宗谷	3,578	95.70	15.00	5.40	4.00	19.70	55	21	夏期550、夏期以外500

出典)ハートランドフェリーHP

■官公庁船

<港湾業務艇>

船名	船舶諸元				
	総トン数 (GT)	長 (m)	幅 (m)	深 (m)	喫水 (m)
りんどう	18	15.40	4.20	2.10	0.86

出典)稚内港湾事務所

<巡視船、巡視艇>

船名	船舶諸元				
	総トン数 (GT)	長 (m)	幅 (m)	深 (m)	喫水 (m)
巡視船りしり	1,500	96.00	11.50	—	—
巡視船さろべつ	195	46.00	7.50	—	—
巡視艇きたかぜ	23	20.00	4.30	—	—

出典)稚内海上保安部 ※深さと喫水は非公表

■油槽船

船名	船舶諸元					備考
	総トン数 (GT)	全長 (m)	全幅 (m)	満載喫水 (m)	油槽容量 (KL)	
第38宝油丸	136	36.95	7.10	2.45	239	稚内～沓形で重油を年間25回輸送

出典)利尻町産業課および船舶代理店

船名	船舶諸元					備考
	総トン数 (GT)	全長 (m)	全幅 (m)	満載喫水 (m)	油槽容量 (KL)	
第15北南丸	179	43.10	7.30	3.10	300	室蘭・稚内～沓形・香深で重油を年間13回輸送

出典)利尻町産業課および船舶代理店

船名	船舶諸元					備考
	総トン数 (GT)	全長 (m)	全幅 (m)	満載喫水 (m)	油槽容量 (KL)	
第35周宝丸	749	74.82	11.50	4.736	2,199	苫小牧～沓形・鷺泊・香深で灯油を年間4～5回輸送

出典)利尻富士町産業振興課および船舶代理店

船名	船舶諸元					備考
	総トン数 (GT)	全長 (m)	全幅 (m)	満載喫水 (m)	油槽容量 (KL)	
大鷹	749	73.25	11.80	4.703	2,199	苫小牧～鷺泊・船泊で灯油を輸送

出典)船舶代理店

■作業船

<起重機兼グラブ船>

企業名	船名	船体主要寸法					最大荷重喫水 (m)	航行型式	スバッド (本)	クレーン公称能力			グラブ公称能力		
		排水トン数	長	幅	深	喫水				最大巻上荷重	作業半径	積載重量	グラブ容量	浚深能力	最大浚深深度
		(DT)	(m)	(m)	(m)	(m)				(t)	(m)	(t)	(m ³)	(m/h)	(m)
(株)ササキ	第51賢正	975	55.00	20.00	4.00	2.00	2.00	非航	—	210	36.1	1,300	7.0	120	30
(株)中田組	第21中田号	1,808	56.80	21.00	4.00	1.78	2.70	非航	2	210	8.2	550	4.5	130	40
藤建設(株)	ふじFC-25	830	50.00	18.00	3.00	1.30	2.10	押航	—	125	6.7	900	4.0	120	30
〃	ふじFC-26	1,220	55.00	20.00	4.00	1.30	3.20	押航	2	210	9.0	1,200	4.0	120	30

出典)一般社団法人 北海道建設業協会:北海道港湾・漁港工事用作業船一覧表、令和7年版

<クレーン付台船>

企業名	船名	船体主要寸法					最大荷重喫水 (m)	クレーン公称能力			グラブ容量 (m ³)
		排水トン数	長	幅	深	喫水		最大巻上荷重	作業半径	積載重量	
		(DT)	(m)	(m)	(m)	(m)		(t)	(m)	(t)	
(株)ササキ	第25賢正丸	395.3	32.00	14.00	2.50	1.00	1.70	80	5.0	700	1.5
(株)中田組	第3中田号	400	30.00	14.00	2.25	0.80	1.50	37	7.4	180	2.0
〃	第8中田号	450	36.00	16.00	2.50	0.90	1.82	120	5.3	200	2.0
藤建設(株)	ふじNO.23号	500	35.00	14.00	2.50	1.10	1.50	55	4.2	300	—
〃	ふじNO.27号	385	35.00	15.00	2.50	1.05	2.00	50	4.5	400	—

出典)同上

<潜水士船>

企業名	船名	船体主要寸法					速力 (Kt)	潜水装置				ウィンチ能力 (t)	
		総トン数	長	幅	深	喫水		機関馬力 (ps)	コンプレッサー		エアータンク		
		(GT)	(m)	(m)	(m)	(m)			圧力 (Mpa)	吐出量 (m ³ /min)	圧力 (Mpa)		容量 (l)
(株)中田組	11号	3.50	8.70	3.45	1.00	0.40	非航	6~9	1.00	0.4	1.00	35×2	3
〃	31号	5.00	13.50	4.05	1.20	0.50	非航	6~9	1.00	0.4	1.00	35×2	3
(有)福井潜水工業	第二大陸丸	4.90	9.98	3.30	1.00	—	7	10	0.90	0.3	0.90	35×2	3
〃	第二十二大陸丸	4.82	10.48	2.70	0.76	—	12	—	—	—	—	—	3

出典)同上

【参考】

令和6年能登半島地震では、災害対応や被災地支援にあたり、海上自衛隊の艦艇、海上保安庁の船艇、防衛省がチャーターする船舶、地方整備局が所有する作業船、民間企業等が所有するフェリー・貨物船・作業船等による様々な支援活動が行われたことから、これらの船舶の一覧を参考として表5-1-2に示す。

表5-1-2 能登半島地震の対応で使用された船舶の一覧

船主等	船名等	船種等	総トン数 (GT)	全長 (m)	型幅 (m)	喫水 (m)
海上自衛隊	おおすみ	輸送艦	8900*	178.0	25.8	6.0
	すずなみ	護衛艦	4650*	151.0	17.4	5.3
	ありあけ	護衛艦	4550*	151.0	17.4	5.2
	ゆうだち	護衛艦	4550*	151.0	17.4	5.2
	せとぎり	護衛艦	3550*	137.0	14.6	4.5
	さわぎり	護衛艦	3550*	137.0	14.6	4.5
	あさぎり	護衛艦	3500*	137.0	14.6	4.4
	せんだい	護衛艦	2000*	109.0	14.0	3.8
	おおよど	護衛艦	2000*	109.0	13.4	3.8
	てんりゅう	訓練支援艦	2450*	106.0	16.5	4.1
	ひうち	多用途支援艦	980*	65.0	12.0	3.5
	はつしま	掃海艇	570*	60.0	10.1	2.4
	あいしま	掃海艇	510*	54.0	9.4	3.0
	はやぶさ	ミサイル艇	200*	50.0	8.4	1.7
海上保安庁	だいせん	ヘリコプター1 機搭載型巡視船	3100	105.0	15.0	↑
	ざおう	ヘリコプター1 機搭載型巡視船	3100	105.0	15.0	↑
	みうら	3000 トン型巡視船	3000	115.0	14.0	↑
	さど	1000 トン型巡視船	1250	92.0	11.0	↑
	やひこ	1000 トン型巡視船	1250	91.4	11.0	↑
	のと	1000 トン型巡視船	1250	92.0	11.0	↑
	でじま	1000 トン型巡視船	1200	91.4	11.0	↑
	とさ	1000 トン型巡視船	1200	91.4	11.0	↑
	かがゆき	巡視艇	100	32.0	6.5	↑
防衛省	はくおう	貨客船	17345	199.5	25.0	7.2
	ナッチャン World	高速フェリー	10712	112.0	30.5	3.9
九州地方整備局	海翔丸	浚渫兼油回収船	4659	103.0	17.4	5.7
一般社団法人日本埋立 浚渫協会	第七番神	浚渫兼起重機船 (210 t 吊り)	↓	50.0	21.0	↓
	新世丸	多目的作業船	697	61.0	11.8	4.6
NPO 法人ピースウィンズ・ ジャパン	豊島丸		240	40.0	8.0	2.8
公益財団法人日本財団	フェリー栗国	フェリー	451	65.0	11.6	3.4
株式会社田中建材	第十二神徳丸	貨物船	199	50.2	3.0	3.0
東ソー物流株式会社	東駿丸	ケミカル船	499	64.7	4.5	4.5

* 海上自衛隊の艦艇については基準排水トンで示されている。

↑ 海上保安庁の船艇については喫水に関する情報が確認できなかった。

↓ 情報が確認できなかった。

出典) 国土交通省港湾局：港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン (令和7年4月), p38

5-2 被災地支援輸送のための対応計画

被災地支援輸送を実施するにあたっての行動計画の流れを図 5-2-1 に示す。

これらの各項目は、協議会構成員ならびに関係機関が連携して進めるものとし、具体的な行動内容を表 5-2-1 に示す。また、主な関係者の役割を表 5-2-2 に示す。

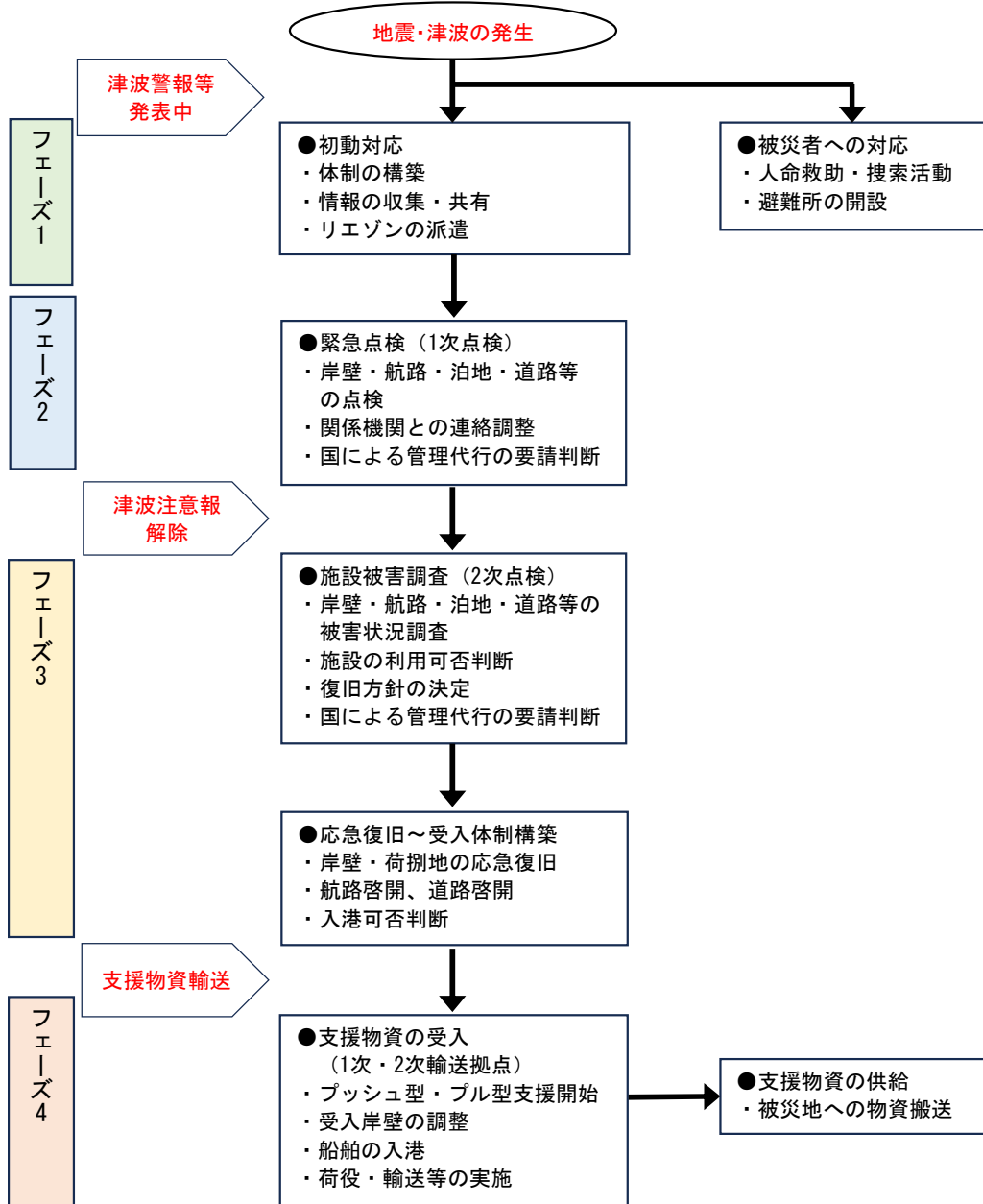


図 5-2-1 被災地支援輸送に係る行動計画の流れ

■プッシュ型支援とプル型支援

プッシュ型支援：国が被災都道府県からの具体的な要請を待たずに、避難所退避者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資（基本 8 品目）などを調達し、被災地に物資を緊急輸送する支援。基本 8 品目は、①食料、②毛布、③乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、④乳児・小児用おむつ、⑤大人用おむつ、⑥携帯トイレ・簡易トイレ、⑦トイレットペーパー、⑧生理用品とされている。

プル型支援：被災地からの具体的な要望（必要物資リスト等）により、当該物資を調達・運搬する支援。

表 5-2-1 被災地支援輸送のための行動内容

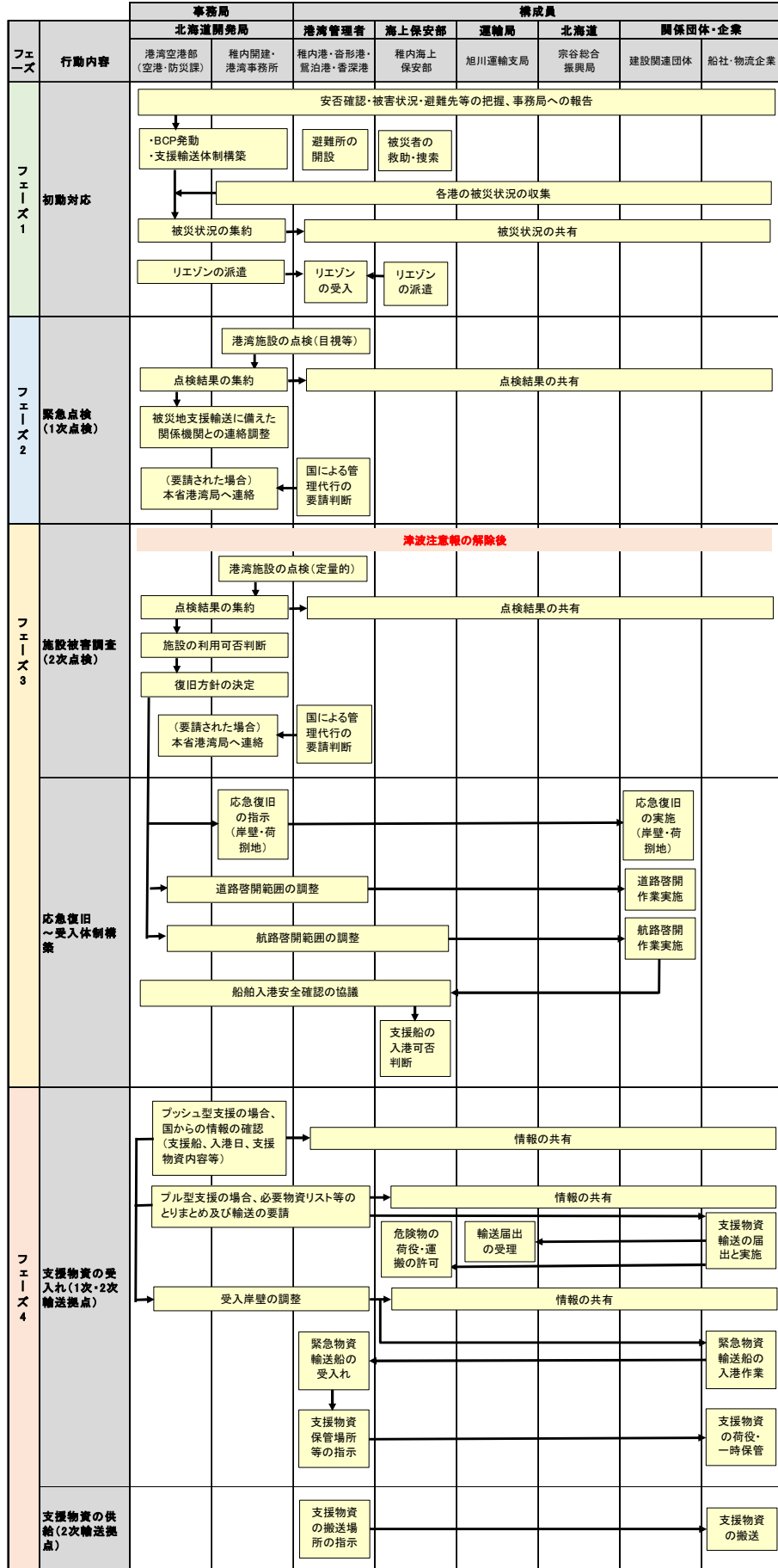
項目	行動内容	実施主体
●初動対応		
・体制の構築	・協議会構成員は、職員等の安否、被害状況、避難先等について、連絡体系に従い、使用可能な通信手段を用いて協議会事務局に報告する。 ・協議会事務局は、宗谷地区広域港湾 BCP を発動させ、被災地支援輸送の体制を構築する。	・構成員 ・事務局（開発局）
・情報の収集・共有	・協議会構成員は、各港の被災情報を収集し、構成員間で情報共有する。（注 1）	・構成員
・リエゾンの派遣	・被災状況の収集や支援ニーズの把握のため、開発局や海上保安部等は、できるだけ速やかに被災自治体にリエゾン（情報連絡員）を派遣する。	・開発局 ・海上保安部
●緊急点検（1次点検）		
・岸壁・航路・泊地・道路等の点検	・各港の港湾施設の1次点検（目視等による被害の概要把握）を実施する。なお、津波警報等の発表中は港湾内に立ち入らず、安全な場所からの目視または遠隔カメラなどによる。	・港湾管理者、開発局
・関係機関との連絡調整	・協議会事務局は、構成員ならびに関係機関（国土交通省、支援協力機関等）に対し、被災地支援輸送の実施に備えた必要事項についての連絡調整を行う。	・事務局（開発局）
・国による管理代行の要請判断	・港湾管理者は、被災により港湾管理業務に支障が生ずるおそれがある場合、「国による港湾施設の管理代行」（港湾法 55 条 3 の 3）を要請するか否かを判断する。	・港湾管理者
●施設被害調査（2次点検）		
・岸壁・航路・泊地・道路等の被害状況調査	・津波注意報の解除後、開発局及び港湾管理者は、港湾施設の定量的な被害状況調査を行う。なお、被害の度合いに応じて TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）の協力を仰ぐこともある。	・開発局 ・港湾管理者
・施設の利用可否判断	・緊急物資輸送船の受入れにあたり、開発局（または TEC-FORCE）は、2次点検結果に基づき、港湾施設の利用可否を判断する。	・開発局（または TEC-FORCE）
・復旧方針の決定	・開発局及び港湾管理者は、2次点検結果に基づき、被災した港湾施設の復旧方針を決定する。	・開発局 ・港湾管理者
・国による管理代行の要請判断	・上述の1次点検時に実施していない場合、要請するか否かを判断する。	・港湾管理者
●応急復旧～受入体制構築		
・岸壁・荷捌地の応急復旧	・緊急物資輸送船を受け入れるため、開発局及び港湾管理者は被災した岸壁・荷捌地の応急復旧工事を実施する。	・開発局 ・港湾管理者 ・（建設関連企業）
・航路啓開・道路啓開	・緊急物資輸送船の受入れ・支援物資の搬送を行うにあたり、航路啓開作業ならびに道路啓開作業を実施する。 ・利尻島・礼文島の道路啓開については、「北海道道路啓開計画（第3版）」（北海道道路啓開計画検討協議会、令和8年3月公表予定）に基づき、各機関が調整・連携を図りながら実施する。	・開発局 ・港湾管理者 ・海上保安部 ・宗谷総合振興局 ・自治体 ・（建設関連企業）
・入港可否判断	・応急復旧工事ならびに航路啓開作業の完了後、海上保安部（港長）は、開発局及び港湾管理者との協議（安全確認）により、船舶の入港可否を判断する。	・海上保安部 ・開発局 ・港湾管理者

	<ul style="list-style-type: none"> 入港可否の判断に資する航路啓開作業結果（事後測量結果）の適否については「北海道港湾等における航路啓開のための水深調査（暫定水深調査）作業マニュアル」（第一管区海上保安本部 海洋情報部，令和2年3月）等を参考にすることができる。 	
●支援物資の受入（1次・2次輸送拠点）		
<ul style="list-style-type: none"> プッシュ型・プル型支援開始 	<ul style="list-style-type: none"> 国によるプッシュ型支援が行われた場合は、国からの情報（支援船、入港日、支援物資内容等）を確認する。 プル型支援の場合、必要物資リスト等を取りまとめ、フェリー会社や港運事業者等の関係機関・団体に支援物資輸送を要請する。 船舶による支援物資の輸送を行う場合、内航海運業法上の手続きを実施する。（注2） 	<ul style="list-style-type: none"> 開発局 自治体 事務局 物流事業者等 北海道運輸局
<ul style="list-style-type: none"> 受入岸壁の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急物資輸送船の入港にあたり、港湾管理者（または管理代行を要請された国土交通省）は、1次輸送拠点（稚内港）及び2次輸送拠点（杓形港・香深港・鴛泊港）において、緊急物資輸送船の受入岸壁を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾管理者（または国土交通省）
<ul style="list-style-type: none"> 船舶の入港 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急物資を輸送する船社等は、指定された港湾に緊急物資輸送船を入港させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 船社等
<ul style="list-style-type: none"> 荷役・一時保管の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急物資輸送船の入港後、物流事業者は港湾管理者の指示に基づき、支援物資の荷役・一時保管を実施する。 被災地（利尻島、礼文島）への2次輸送にあたり、危険物（火薬類、高圧ガス、引火性液体類など）を荷役・運搬する場合、船長または代理店等は海上保安部に対して危険物荷役許可申請（港則法第23条）及び危険物運搬許可申請（港則法第22条4項）を行い、許可を得ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流事業者等 船舶運航事業者等 海上保安部
●支援物資の供給（2次輸送拠点）		
<ul style="list-style-type: none"> 被災地への物資搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 物流事業者は、港湾管理者の指示に基づき、被災した自治体の物流拠点や避難所へ支援物資を搬送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流事業者等

注1) 協議会構成員間での情報共有はメールまたは電話による。災害対応状況等の外部への情報発信は、協議会事務局である北海道開発局からホームページ等により発信する。

注2) 災害発生時の緊急かつやむを得ない場合は、物資輸送に係る内航海運業法上の手続きを省略できる弾力的な措置をとる場合があるものの、輸送形態によっては手続きが必要になる可能性があるため、登録または届出をしていない船舶での物資輸送が発生した場合には、事後でも構わないので運輸局または運輸支局に連絡する。

表 5-2-2 被災地支援輸送のための対応行動と主な関係者の役割



5-3 被災地支援輸送における重要事項

本計画では特に離島（利尻島、礼文島）を被災地として想定していることから、以下の点に留意して被災地支援輸送に取り組むこととする。

●耐震強化岸壁とフェリー岸壁の利用可否の確認

- 地震・津波等の災害発生後、各港湾（稚内港、杓形港、香深港、鴛泊港）では各種港湾施設の緊急点検（1次点検）及び被害状況調査（2次点検）を行うことになるが、離島への海上輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁及びフェリー岸壁の利用可否確認を優先的に実施する。
- その中でも本計画においては、離島への被災地支援を迅速に行うという観点から、平常時から定期運航がなされているフェリーの稼働可否、及びフェリー岸壁の利用可否の確認を最優先事項とする。
- なお、利用可否の判断においては「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン」（国土交通省港湾局，令和7年4月）を参考にすることができる。

●速やかな航路啓開作業の実施

- 被災地支援輸送を行うためには、各港湾（稚内港、杓形港、香深港、鴛泊港）において支援物資等の輸送船（フェリーを含む）を安全に入港させるため、航路・泊地の障害物（漂流物や海底障害物）を除去する航路啓開作業が必要である。
- 航路啓開作業においては、障害物が発生している位置や障害物の内容を特定する事前調査を行い、次に障害物を除去する啓開作業を行うことになる。
- これらの調査・作業においては、これまでの災害事例（H23 東日本大震災、R6 能登半島地震など）から一定程度の日数がかかることが想定されるが、災害協定締結団体等の協力を得ながら、必要な調査機器ならびに調査船・作業船の調達を進めるとともに、必要最小限の啓開範囲を決定するなどして、できるだけ速やかに実施する。

●灯油等の燃料輸送の確保

- 支援物資には、生命維持（水・食料・医薬品等）、生活維持（燃料、衣料、日用品等）、生活再建支援（仮設住宅資機材等）に係る様々な物資が挙げられる。
- このうち、特に冬季に災害が発生した場合には、灯油等の燃料の確保が被災者の生命維持にも関わる重要な支援物資となることに留意し、被災地支援輸送を進めていく。
- 灯油等の危険物の輸送においては、港則法に基づく荷役・運搬の許可申請を行う必要がある。

●震災時における危険物の仮貯蔵等について

- 利尻島・礼文島では、灯油・重油等の危険物の貯蔵タンクが海岸線の近傍に設置されているものがあり、地震・津波による被害で使用不能となる場合が想定される。
- 消防法第10条第1項には、指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは指定された施設以外の場所では行ってはならないと定められているが、同条第1項ただし書きにおいて、所属消防長等の承認を受ければ、危険物施設以外の場所でも指定数量以上の危険物を10日以内の期間に限って、貯蔵し、または取り扱うことができるとされている（仮貯蔵・仮取扱制度）。
- 震災時等においては、この仮貯蔵・仮取扱制度が数多く運用されることが予想されることから、総務省消防庁では「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（平成25年10月3日）を策定している。
- そのため、被災地における危険物の貯蔵施設が被災した場合には、このガイドラインに基づき対応する。なお、同ガイドラインの詳細は、以下のURLで確認することができる。

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/items/gasolin_tutatsu03.pdf

●孤立地域への支援輸送

- 大規模災害の発生により、利尻島または礼文島において島内道路の寸断などで孤立地域が発生した場合、小型船による支援物資輸送の受入拠点として、利尻島の鴛泊港（鬼脇地区）や礼文

島の香深港（船泊分港）、あるいは島内の利用可能な漁港なども活用し、生命維持、生活維持、生活再建など孤立地域への支援を進めていく。

6. マネジメント計画

6-1 事前対策

被災地支援輸送を実施するにあたり、被災直後の初動活動を円滑に遂行するため、平常時において事前対策を講じておくことが必要である。

事前対策の例を表 6-1-1 に示す。

表 6-1-1 宗谷地区広域港湾 BCP の事前対策（例）

項目	内容	実施機関
避難先・通信手段の共有	・被災後の協議会構成員の避難先、及び避難先での通信手段を事前に共有しておく。	協議会構成員
関係手続きの把握	・災害発生時における各種協定内容、「国による管理代行」に係る要請様式、災害復旧工事の海上作業申請、危険物輸送に係る申請など、必要な手続きの内容を事前に把握しておく。	開発局、自治体、港湾管理者
必要な資機材等の把握	・大規模災害時に必要となる復旧資機材や作業船等を事前に想定し、情報を共有しておく。	開発局、港湾管理者
支援物資の搬出入・保管・配送	・支援側・受援側における支援物資の搬出入、保管、配送に係る施設、資機材、人員等を検討しておく。	協議会構成員

6-2 教育・訓練

実際の災害発生時には広域港湾 BCP の記載事項を確認しながら災害対応を行うことは困難である。そのため、平常時から BCP の重要性や災害時の対応を認識・定着するための教育・訓練を行うことが重要である。これにより、災害に対する意識向上と BCP の実効性の向上を図るものとする。

表 6-2-1 宗谷地区広域港湾 BCP で実施する教育・訓練（例）

教育・訓練の種類	概要	対象者	頻度
初動時円滑化のための教育	BCP の概要や防災対策の最新知識の習得を目指した教育	協議会の構成員 (必要に応じて関係者を含む)	年 1 回程度
初動対応に係る情報伝達訓練	情報伝達や円滑な被災地支援に関する訓練の実施	協議会の構成員 (必要に応じて関係者を含む)	年 1 回程度

6-3 見直し・改善

広域港湾 BCP は策定して取組みが完了するわけではなく、訓練を含む同 BCP の運用、定期的な点検・評価、状況の変化や確認できた問題点等を踏まえ、PDCA サイクルによる継続的な見直し・改善を行うことが必要である。

宗谷地区広域港湾 BCP の見直し・改善は、協議会が実施することとし、その実施イメージを図 6-3-1 に示す。

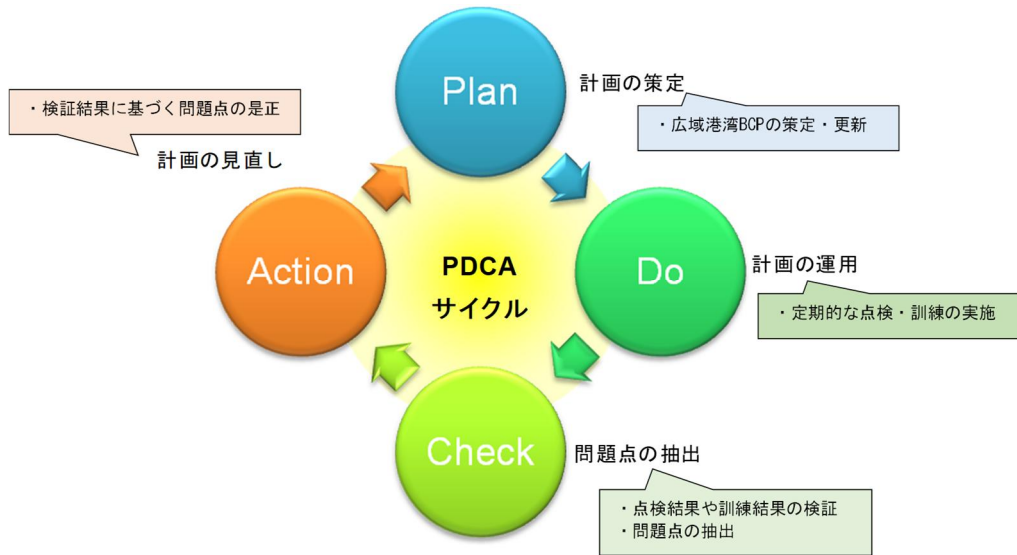


図 6-3-1 PDCA サイクルによる見直し・改善イメージ

資料編

- 資料 1 協議会連絡名簿
- 資料 2 支援物資の受入拠点となる荷捌地・倉庫・上屋状況等
- 資料 3 離島自治体の灯油等備蓄量
- 資料 4 水・食料等の備蓄状況
- 資料 5 応急復旧用資機材（砂・砂利・砕石等プラント、アスファルトプラント）
- 資料 6 応急復旧用資機材（重機類）

資料 1 協議会連絡名簿

(令和●年●月現在)

■協議会構成員

区分	組織・部署等	担当者	電話番号 (平日、休日・夜間、 衛星電話)	メールアドレス
港湾管理者	稚内市 建設産業部 港湾空港課			
	利尻町 産業課			
	利尻富士町 産業振興課			
	礼文町 産業課			
関係団体・ 企業	ハートランドフェリー株式会社			
	日本通運株式会社 稚内物流事務所			
	稚内海運株式会社			
	稚内建設協会 維持・防災部会			
行政機関	北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課			
	北海道開発局 港湾空港部 港湾建設課			
	第一管区海上保安本部 稚内海上保安部 交通課			
	北海道運輸局 旭川運輸支局(稚内庁舎) (海事担当)			
	北海道 宗谷総合振興局 地域創生部 危機対策室			
事務局	北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課			
	北海道開発局 稚内開発建設部 築港課			
	北海道開発局 稚内開発建設部 稚内港湾事務所			

■オブザーバー（支援協力機関）

区分	組織・部署等	担当者	電話番号 (平日、休日・夜間、 衛星電話)	メールアドレス
自衛隊	陸上自衛隊 北部方面総監部 防衛部 防衛課			
	海上自衛隊 稚内基地分遣隊 警備科			
警 察	北海道旭川方面稚内警察署 警備課			
消 防	稚内地区消防事務組合消防署 警防第一課			
	利尻礼文消防事務組合消防本部 総務課			
漁業協同 組合	稚内漁業協同組合			
	稚内機船漁業協同組合			
	利尻漁業協同組合 鵜泊本所			
	利尻漁業協同組合 沓形支所			
	香深漁業協同組合			
その他	災害協定締結団体等			

資料 2 支援物資の受入拠点となる荷捌地・倉庫・上屋状況等

◇ 稚内港

施設名	面積	備考
北岸壁荷さばき地	2,126.65m ²	
北洋ふ頭北荷さばき地	19,019.41m ²	
北洋ふ頭南荷さばき地	10,757.43m ²	
天北一号ふ頭荷さばき地	23,164.52m ²	
末広ふ頭荷さばき地	15,213.57m ²	上屋2棟有り ^(注)
天北二号ふ頭荷さばき地	32,424.28m ²	
中央ふ頭荷さばき地(先端)	13,290.11m ²	
中央ふ頭南荷さばき地	4,283.46m ²	
荷さばき地 計	120,279.43m²	
内、荷さばき地(利用可能)計	120,279.43m²	≒120,000m ²
稚内市ポートサービスセンター	837.00m ²	敷地面積2,360m ²

(注) 末広ふ頭荷さばき地には、稚内市所有の末広上屋1号(500m²)と末広上屋2号(600m²)がある。

◇ 沓形港

施設名	面積	備考
富士見町荷さばき地	1,084.42m ²	使用不可(漁協冷凍工場)
中央荷さばき地	383.84m ²	
日の出荷さばき地	4,137.88m ²	上屋2棟有(使用不可1/2)
第一荷さばき地	2,448.74m ²	
新港第四荷さばき地	2,591.10m ²	
新港第一荷さばき地	5,278.20m ²	フェリーターミナル及び駐車場
新港第二荷さばき地	4,430.40m ²	ブロック製作
新港第三荷さばき地	3,599.73m ²	
新港第五荷さばき地	3,463.02m ²	
荷さばき地 計	27,417.33m²	
内、荷さばき地(利用可能)計	24,263.97m²	≒24,000m ²

◇ 香深港

施設名	面積	備考
南荷さばき地	970.74m ²	
中央埠頭荷捌地	4,614.91m ²	上屋1棟有
新港中央荷さばき地	11,997.77m ²	フェリーターミナル有
新港南第二荷さばき地	4,760.33m ²	
新港南荷さばき地	3,682.68m ²	ブロック製作
水中荷捌地	1,870.52m ²	使用不可(水面)
荷さばき地 計	27,896.95m²	
内、荷さばき地(利用可能)計	26,026.43m²	≒26,000m ²

◇ 鷺泊港

施設名	面積	備考
中央荷捌地	1,164.08m ²	
東荷捌地	1,440.69m ²	
第四荷捌地	2,586.37m ²	使用不可(漁協・冷凍冷蔵施設)
第五荷捌地	7,731.84m ²	フェリーターミナル有
南荷捌地	2,715.59m ²	
南第二荷捌地	1,124.21m ²	使用不可(畜養殖施設)
荷さばき地 計	16,762.78m²	
内、荷さばき地(利用可能)計	13,052.20m²	≒13,000m ²

※ 民間の倉庫・上屋等は利用中の可能性が高く支援輸送の利用が難しいと思われるため、上記リストから除いている。

資料 3 離島自治体の灯油等備蓄量・・・地域防災計画より

◇利尻町（町内の危険物施設）

(令和8年2月1日現在)

No.	事業所名	区分	設置場所	品名	数量	保安管理の概要
1	利尻石油株式会社	屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字築港埋立地	軽油	50,000L	消火器2本
2		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町	灯油	300,000L	第3種固定消防設備
3		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字築港埋立地	重油	43,000L	消火器2本
4		給油取扱所	利尻町沓形字本町	ガソリン 軽油 灯油	20,000L 10,000L 597L	消火器3本
5		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字築港埋立地	灯油	4,000L	消火器2本
6		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	3,000L 3,000L	消火器2本
7		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	4,000L 4,000L	消火器2本
8		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	3,600L 3,600L	消火器2本
9		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字富士見町115	灯油 軽油	3,750L 3,750L	消火器2本
10		一般取扱所	利尻町沓形字築港埋立地	灯油 軽油 重油	8,000L 3,000L 2,000L	消火器2本
11	利尻漁業協同組合 沓形支所	給油取扱所	利尻町沓形字日出町6	ガソリン 軽油 灯油	9,600L 9,600L 9,600L	消火器2本
12		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字日出町7-1	重油	4,000L	消火器2本
13		移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字日出町7-1	灯油 軽油	4,000L 4,000L	消火器2本

14	利尻漁業協同組合 仙法志支所	移動タンク貯蔵所	利尻町沓形字日出町7-1	灯油 軽油	3,750L 3,750L	消火器2本
15		給油取扱所	利尻町仙法志字政泊187	ガソリン 軽油	13,000L 2,000L	消火器1本
16		屋外タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊48-1	灯油 軽油	20,000L 10,000L	消火器1本
17		移動タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊187	灯油 軽油 重油	3,100L 2,920L 2,870L	消火器2本
18		移動タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政泊187	灯油 軽油 重油	3,750L 3,750L 3,750L	消火器2本
19		一般取扱所	利尻町仙法志字政泊48-1	灯油 軽油	6,000L 3,000L	消火器1本
20		船舶取扱所	利尻町仙法志字政泊123	重油	200,000L	
21		一般取扱所	利尻町仙法志字政泊123	重油	20,000L	消火器1本
22		屋内貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	潤滑油	6,000L	消火器1本
23		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	重油	300,000L	第3種固定消防設備
24	北海道電力ネットワーク 株式会社沓形発電所	屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	重油	200,000L	消火器1本 第4種消火器2本
25		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	灯油	2,000L	消火器2本 第4種消火器1本
26		屋外タンク貯蔵所	利尻町沓形字種富町223-2	灯油	2,000L	消火器2本 第4種消火器1本
27		一般取扱所	利尻町沓形字種富町223-2	重油 潤滑油	43,663L/日 12,550L/日	消火器1本

(次ページにつづく)

(利尻町つづき)

28	利尻電業株式会社	屋外タンク貯蔵所	利尻町杵形字富士見町100-1、101	重油	200,000L	消火器2本 第4種消火器1本
29		移動タンク貯蔵所	利尻町杵形字富士見町56-4	重油	4,100L	消火器2本
30		一般取扱所	利尻町杵形字富士見町100-1	重油	4,000L	消火器2本
31		移送取扱所	利尻町杵形字築港埋立地	重油	300,000L	
32	北海道利尻高等学校	地下タンク貯蔵所	利尻町杵形字神居189	重油	15,000L	消火器2本
33	利尻町社会福祉施設(希望)	地下タンク貯蔵所	利尻町杵形字緑町	重油	6,000L	消火器2本
34	ホテル利尻	屋内タンク貯蔵所	利尻町杵形字富士見町	重油	9,720L	消火器1本 第4種消火器1本
35	利尻町役場	地下タンク貯蔵所	利尻町杵形字緑町	重油	8,000L	消火器2本
36	利尻町総合体育館「夢交流館」	地下タンク貯蔵所	利尻町杵形字神居	重油	12,000L	消火器2本
37	利尻町交流促進施設「どんと」	屋外タンク貯蔵所	利尻町杵形字富士見町	重油	3,000L	消火器2本
38	利尻町特別養護老人ホーム「ほのぼの荘」	地下タンク貯蔵所	利尻町仙法志字政治19-1-3	重油	10,000L	消火器2本
39	利尻島国民健康保険病院組合	地下タンク貯蔵所	利尻町杵形字緑町	重油	10,000L	消火器2本
40		地下タンク貯蔵所	利尻町杵形字緑町	重油	3,000L	消火器2本
41	利尻町立杵形中学校(休止中)	一般取扱所	利尻町杵形字日出町	灯油	5,000L	消火器2本
42	利尻町立仙法志中学校(休止中)	一般取扱所	利尻町仙法志字本町	灯油	5,000L	消火器2本

◇利尻富士町（危険物の貯蔵及び取扱所の所在一覧）

区分	事業所名(施設名)	貯蔵・取扱区分	所在場所	取扱物件	数量
危険物施設	利尻漁業協同組合(鷺泊本所)	屋外タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字港町	重油	50,000ℓ
		給油取扱所		ガソリン	15,000ℓ
		給油取扱所		軽油	15,000ℓ
		給油取扱所		灯油	600ℓ
		移動タンク貯蔵所		灯・軽・重油	4,000ℓ
		移動タンク貯蔵所		灯・軽・重油	4,000ℓ
		移動タンク貯蔵所		灯・軽・重油	4,000ℓ
		一般取扱所		重油	20,000ℓ
		屋内貯蔵所		ジェット燃料	3,000ℓ
		屋内貯蔵所		潤滑油	2,000ℓ
	利尻漁業協同組合(鬼脇支所)	給油取扱所	利尻富士町鬼脇字鬼脇	ガソリン	9,000ℓ
		移動タンク貯蔵所		灯・軽油	4,000ℓ
		移動タンク貯蔵所		灯・軽油	3,400ℓ
		地下タンク貯蔵所		軽油	30,000ℓ
		地下タンク貯蔵所		灯油	10,000ℓ
		一般取扱所		軽油	30,000ℓ
		一般取扱所		灯油	10,000ℓ
	利尻島灯油備蓄運営委員会	屋外タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字港町	灯油	495,000ℓ
		屋外タンク貯蔵所		灯油	495,000ℓ
		移動タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字富士野	灯油	16,000ℓ
		一般取扱所	利尻富士町鷺泊字港町	灯油	20,000ℓ
	利尻富士町役場	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字富士野	重油	10,000ℓ
	利尻富士町温泉保養施設	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字栄町	重油	10,000ℓ
	利尻富士町特別養護老人ホーム	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字鬼脇	重油	9,950ℓ
	利尻富士町老人保健施設	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字金崎	重油	13,000ℓ
	利尻富士町総合保健福祉センター	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字栄町	重油	3,000ℓ
	利尻富士町総合交流促進施設 北のしーま	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字鬼脇	重油	8,000ℓ
	利尻富士町グループリビング施設	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字栄町	重油	1,900ℓ
	利尻富士町立鷺泊小学校	一般取扱所	利尻富士町鷺泊字本町	灯油	8,000ℓ
	利尻富士町立鷺泊中学校	一般取扱所	利尻富士町鷺泊字栄町	灯油	10,000ℓ
	利尻郡清掃施設組合 ゴミ焼却処理場	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字大磯	重油	5,000ℓ
	利尻郡学校給食組合	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字清川	灯油	5,000ℓ
	利尻空港	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字本泊	灯油	5,000ℓ
	利尻空港電源局舎(北海道)	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字本泊	軽油	7,000ℓ
	ライフショップふくおか	給油取扱所	利尻富士町鷺泊字栄町	ガソリン	13,000ℓ
				軽油	7,000ℓ
				灯油	600ℓ
	ながもり観光(株)北国グランドホテル	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字栄町	重油	10,000ℓ
	ハマナス観光(株)	一般取扱所	利尻富士町鷺泊字港町	灯油	2,750ℓ
	(株)中田組	地下タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字鬼脇	灯油	1,890ℓ
	(株)利尻生コン	屋外タンク貯蔵所	利尻富士町鬼脇字清川	重油	20,000ℓ
		一般取扱所		重油	3,880ℓ
	(南)長岡商店	移動タンク貯蔵所	利尻富士町鷺泊字港町	灯油	3,000ℓ
		移動タンク貯蔵所		灯油	3,000ℓ
	藤井石油店	給油取扱所	利尻富士町鬼脇字鬼脇	ガソリン	9,600ℓ
				軽油	6,700ℓ
				灯油	2,900ℓ
液化石油ガス(LPガス)	利尻漁業協同組合	貯蔵施設(ホクタン)	利尻富士町鷺泊字富士野	LPガス	1,000kg
	ライフショップふくおか				
	(株)恵菱設備 利尻富士支店	貯蔵施設	利尻富士町鷺泊字栄町	LPガス	500kg
	利尻郡学校給食組合	取扱施設(※)	利尻富士町鬼脇字清川	LPガス	500kg
	総合交流促進施設 北のしーま	取扱施設(※)	利尻富士町鷺泊字金崎	LPガス	500kg
	特別養護老人ホーム 秀峰園	取扱施設(※)	利尻富士町鬼脇字鬼脇	LPガス	500kg
	利尻島老人保健施設	取扱施設(※)	利尻富士町鬼脇字金崎	LPガス	600kg
	北国グランドホテル	取扱施設(※)	利尻富士町鷺泊字栄町	LPガス	900kg
	ホテルあや瀬	取扱施設(※)	利尻富士町鷺泊字栄町	LPガス	400kg
	ホテル雲丹御殿	取扱施設(※)	利尻富士町鷺泊字野塚	LPガス	400kg
	利尻自工(株)	取扱施設(※)	利尻富士町鷺泊字栄町	LPガス	500kg
	米谷水産(株)	取扱施設(※)	利尻富士町鷺泊字富士岬	LPガス	400kg
	(株)北洋食産	取扱施設(※)	利尻富士町鷺泊字港町	LPガス	600kg
	味彩 川一	取扱施設(※)	利尻富士町鬼脇字鬼脇	LPガス	300kg

(※)は消防法第9条の3による貯蔵あるいは取扱いの届出があったもの

◇礼文町（危険物取扱施設）

（令和7年5月1日現在）

事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量(ℓ)	移動タ容量別(kℓ)
礼文町（香深漁組管理）	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	200,000	
	一般取扱所	取扱所	充填	重油	160,000	
礼文町（船泊漁組管理） No.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000	
礼文町（船泊漁組管理） No.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000	
礼文町灯油備蓄タンク No.1	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000	
礼文町灯油備蓄タンク No.2	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000	
礼文町灯油備蓄タンク	一般取扱所	取扱所	充填	灯油	75,000	
礼文町役場	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000	
礼文町汚泥再生処理センター	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000	
礼文町町民活動総合センター （ビスカ21）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000	
礼文町国民健康保険 船泊診療所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	15,000	
礼文町総合体育館 （潮騒ドーム）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	7,000	
礼文町総合交流促進施設 （温泉）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000	
特別養護老人ホーム 「礼宝園」	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000	
稚内建設管理部礼文出張所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,000	
陸上自衛隊礼文分屯地	屋内貯蔵所	貯蔵所		灯油	150	
				重油	300	
				潤滑油	162	
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	50,000	
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000	
	給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	10,000	
	一般取扱所	取扱所	野積	ガソリン	2,000	
				灯油	1,000	
				軽油	15,000	
				重油	20,000	
			JP-4(航空燃料)	2,000		
地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油/重油	6,000/12,000		
地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油	3,000		
北電(株)礼文発電所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000	
	一般取扱所	取扱所	消費	重油	15,200	
	一般取扱所	取扱所	消費	重油	6,000	
香深漁業協同組合	屋内貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	4,000	
				灯油	4,000	
				軽油	2,000	

（次ページにつづく）

(礼文町つづき)

事業所名	製造所等区分	貯蔵・ 取扱の 別	区分	品名	数量 (ℓ)	移動タ 容量別 (kℓ)
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	120,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽油	3,200	3,200
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・重油	4,000	4,000
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ、軽、灯、油	16,000	16,000
	給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	10,000	
				軽油	10,000	
				灯油	10,000	
船泊漁業協同組合	一般取扱所	取扱所	消費	重油	150,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	30,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	軽油	30,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ、軽、灯、重	4,400	4,000
	給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	30,000	
				軽油	10,000	
				灯油	10,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ、灯、軽	16,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯、軽、重	3,600	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000	
屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000		
船泊漁業協同組合	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽	4,100	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽	14,000	14,000
礼文石油(株)	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,500	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽	16,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽	3,500	
	給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	10,600	
軽/灯				10,600		
北都道路(株)礼文事業所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	10,000	
	一般取扱所	取扱所	配管	重油	3,832	
藤コンクリート(株) 礼文工場	給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	20,000	
ホテル礼文	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	5,000	
ホテル花れぶん	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	5,000	
三井観光ホテル	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	10,000	
礼文町ごみ処理施設	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000	

資料 4 水・食料等の備蓄状況・・・地域防災計画より

◇利尻町

(令和8年2月1日現在)

[各避難所備蓄品状況]

利尻町災害等用備蓄品現況表(約100品目)による。(国が指定する品目の一部を掲載)

施設名	水 (500ml)	糧食	毛布	子供 おむつ	大人 おむつ	簡易ト イレ	簡易ト イレ袋	ベッド (段ボール)
	(本)	(食)	(枚)	(枚)	(枚)	(個)	(枚)	(個)
杓形	栄浜自治会館	360	280	60				
	新湊自治会館	600	450	100				
	泉町自治会館	360	280	60				
	杓形小学校	1,200	900	200				
	利尻高等学校	600	460	100				
	総合体育館	1,200	900	200				9
	利尻中学校	600	480	100				
仙法志	久連自治会館	360	280	60				
	利尻町公民館	360	200	60				5
	仙法志小学校	600	460	100				

[防災倉庫備蓄品状況]

施設名	水 (500ml)	糧食	毛布	子供 おむつ	大人 おむつ	簡易ト イレ	簡易ト イレ袋	ベッド (段ボール)
	(本)	(食)	(枚)	(枚)	(枚)	(個)	(枚)	(個)
杓形地区防災倉庫	13,000	5,200	1,120	1,820	190	60	9,000	60
仙法志地区防災倉庫	7,000	2,750	950			40	10,000	100

◇利尻富士町

○地震・津波時の指定避難所

災害の種類
設定根拠等

地震・津波

- ①災害対策基本法第49条の7及び第49条の8による
②施設規模条件・構造条件・立地条件・交通条件等を勘案
③立地条件が安全区域内（バッファゾーン外＝標高約16m以上）である場所。

地区	指定避難所	電話番号	建築年度	規模(面積)	構造	標高	海岸からの距離	収容可能人員
1	鴛泊小学校	82-1094	H10	屋体 893㎡ 多目的 234㎡	RC2階	29m	350m	680人 (1,350人)
2	鴛泊中学校	82-1092	H1	屋体 953㎡ マルチスペース243㎡	RC2階	24m	450m	720人 (1,430人)
3	総合交流促進施設「りぶら」	82-2533	H22	全室1192㎡	RC一部2階	22m	300m	720人 (1,430人)
4	鯉泊自治会館	83-1011	H17	集会スペース100㎡	木造平屋	24m	150m	60人 (120人)
5	北のシーマ	83-1180	H8	地域食料提供室・体験学習室496.74㎡	RC平屋	16m	200m	300人 (600人)
6	鬼脇支所	83-1001	H21	会議室52.8㎡	RC平屋	16m	200m	30人 (60人)
7	野中自治会館	—	H10	集会スペース80㎡	木造平屋	23m	150m	40人 (80人)

※利尻富士町へのヒアリングによると、各避難所では3日分を目標に水・食料等を備蓄している。

◇礼文町

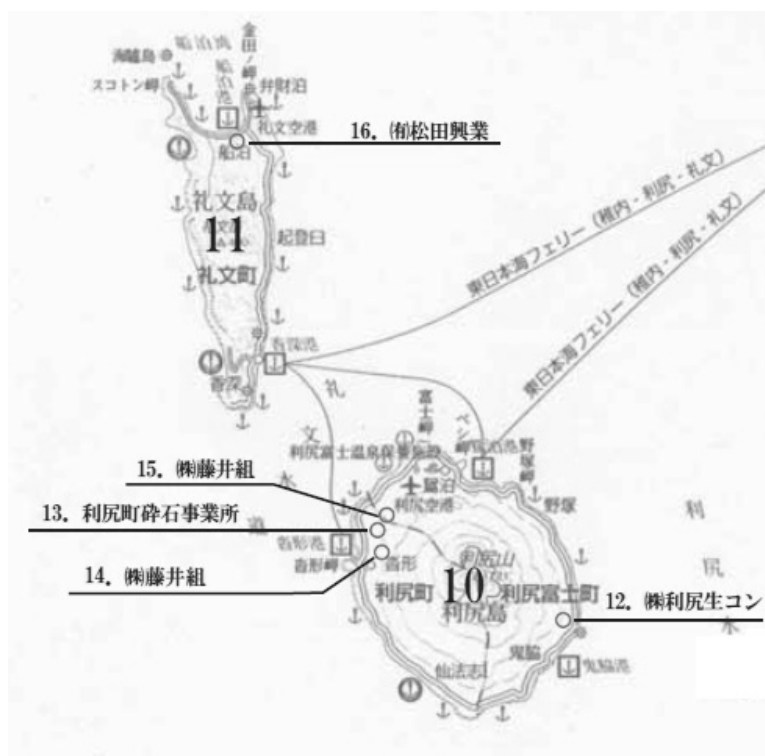
NO	施設名	住所	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	福祉避難所	想定収容人数
1	元地地区防災避難所	大字香深村字モトチ135-1	0163-86-1001	●		25 (2㎡あたり1人)
2	元地自治会館	大字香深村字モトチ942	0163-86-1001	●		40 (2㎡あたり1人)
3	知床地区防災避難所	大字香深村字シレットコマナイ185-1	0163-86-1001	●		150 (2㎡あたり1人)
4	町民活動総合センター(ビスカ21)	大字香深村字ワウシ958-4	0163-86-2119	●	●	400 (2㎡あたり1人)
5	香深中学校	大字香深村字トンナイ914	0163-86-2021	●		335 (2㎡あたり1人)
6	礼文小学校	大字香深村字トンナイ914	0163-86-1039	●		200 (2㎡あたり1人)
7	総合体育館(潮騒トーム)	大字香深村字カフカイ112	0163-86-2255	●		470 (2㎡あたり1人)
8	ふるさと体験道場	大字香深村字カフカイ1143	0163-86-1001	●		25 (2㎡あたり1人)
9	ふれあいコミュニティセンター	大字香深村字カフカイ650	0163-86-1001	●		65 (2㎡あたり1人)
10	香深井小学校	大字香深村字カフカイ301-1	0163-86-1926	●		155 (2㎡あたり1人)
11	礼文高等学校	大字船泊村字ヲチカフナイ27	0163-87-2358	●		335 (2㎡あたり1人)
12	上泊地区防災避難所	大字船泊村字ウエントマリ359-1	0163-86-1001	●		170 (2㎡あたり1人)
13	スポーツ文化交流センター(輝交流館)	大字船泊村字ウエンナイホ297-1	0163-87-2005	●	●	335 (2㎡あたり1人)
14	船泊中学校	大字船泊村字ヲシヨシナイ316-1	0163-87-2149	●		135 (2㎡あたり1人)
15	船泊小学校	大字船泊村字ウエンナイホ393	0163-87-2759	●		190 (2㎡あたり1人)
16	旧神崎小学校	大字船泊村字ホロナイホ690-2	0163-86-1001	●		180 (2㎡あたり1人)
17	須古頓地区防災避難所	大字船泊村字スコントンマリ746	0163-86-1001	●		65 (2㎡あたり1人)
18	船泊西地区防災拠点センター	大字船泊村字西大沢925	0163-86-1001	●		25 (2㎡あたり1人)

資料 5 応急復旧用資機材（砂・砂利・砕石等プラント、アスファルトプラント）

◇砂・砂利・砕石等プラント

骨材(砂・砂利・砕石・割石)生産地及びプラント一覧表

ゾーン	地区名	会社名	所在地	電話番号	登録番号 登録年月	生産形態		業態				付記
						品目	場所	砂	砂利	砕石	割石	
10	利尻	⑫ 株式会社 利尻生コン	〒097-0211 利尻郡利尻富士町 鬼脇字清川	0163 83-1331	北 宗 第 16-6 号	砕石全般 プラント	利尻郡利尻富士町鬼脇 字二ツ石			○		休止中
		⑬ 利尻町砕石事業所	〒097-0401 利尻郡利尻町杓形 字種富町292	0163 84-2530	自治体 協議	砕石全般 プラント	(国有林) 利尻郡利尻町杓形 字種富町			○		
		⑭ 株式会社 榑藤井組	〒097-0311 利尻郡利尻町仙法志 字神磯57	0163 85-1963	北 宗 第 21 号 採 S61.3	石	(国有林) 利尻郡利尻町杓形 字種富町				○	割石全般
		⑮ 株式会社 榑藤井組	〒097-0311 利尻郡利尻町仙法志 字神磯57	0163 85-1963	北 宗 第 21 号 採 S61.3	石	利尻郡利尻町杓形字新湊				○	割石全般
11	礼文	⑯ 株式会社 榑松田興業	〒097-1200 礼文郡礼文町大字 船泊村字フシヨナイ178-5	0163 87-3040						○		販売のみ



出典) 稚内開発建設部管内単価表 (令和 8 年 2 月 1 日改訂) より抜粋

【参考】砂・砂利については、天塩港から専用船にて杓形港、駕泊港（鬼脇地区）、香深港へ運搬されている。

◇アスファルトプラント

ゾーン	地区名	プラント名	所在地	電話番号	容量 (t/h)	自記	集塵方法	設置年月日	協会名	備考
3	利尻	⑩ 懶利尻生コン	〒097-0211 利尻郡利尻富士町 鬼脇字清川	0163 83-1331	48	有	乾式	H7.3	北海道 舗装事業協会	再生型式 IV型
4	礼文	⑪ 北都道路(株) 礼文アスコン	〒097-1111 礼文郡礼文町 大字船泊村字ノトウシ	0163 87-2817	30	有	湿式	S61.5	北海道 舗装事業協会	再生型式 IV型



出典) 稚内開発建設部管内単価表 (令和8年2月1日改訂) より抜粋

資料 6 応急復旧用資機材（重機類）

会員企業DB:: 協会	会社番号	会員企業DB::会 社名	地区名	分類DB::資 機材	分類DB::分類	種類DB::資材名_改	規格・寸法	数量	種類 DB::単 位	備考	保有形態
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.45㎡	1	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.12㎡	1	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.1㎡	1	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	運搬機械	タイヤショベル	1.3㎡	1	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	運搬機械	タイヤショベル	0.5㎡	2	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	運搬機械	クレーン装置付トラック	4 t	1	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	運搬機械	クレーン装置付トラック	2 t	1	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	運搬機械	ダンプトラック	2 t	1	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	運搬機械	ダンプトラック	0.35t	2	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	ポンプ	水中ポンプ	2インチ	4	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	その他陸上用一般建設機械	電気溶接機		1	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	機材	電気・照明機器	発電機	2K	3	台		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	資材	土のう袋、ブルーシート	大型土のう	1㎡	20	袋		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	資材	土のう袋、ブルーシート	PP土のう		100	袋		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	資材	鋼材（仮設材、敷鉄板等）	敷鉄板	3.0×1.5m	10	枚		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	資材	バリケード等	単管バリケード		20	m		
稚内	11004	北野建設(株)	礼文	資材	バリケード等	セーフティコーン		20	個		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.14㎡	1	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.3㎡	1	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.4㎡	1	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.7㎡	2	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	1.2㎡	1	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	運搬機械	ダンプトラック	4 t	1	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	運搬機械	ダンプトラック	10 t	2	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	運搬機械	タイヤショベル	1.6㎡	1	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	運搬機械	タイヤショベル	3.6㎡	2	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	クレーン・荷役機械	トラッククレーン	50 t 吊	1	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	クレーン・荷役機械	ラフタークレーン	20 t 吊	1	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	クレーン・荷役機械	ラフタークレーン	60 t 吊	1	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	電気・照明機器	発電機	45K	2	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	その他陸上用一般建設機械	空気圧縮器	180型	2	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	機材	運搬機械	トレーラー	27t	1	台		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	資材	土のう袋、ブルーシート	大型土のう	1t用	50	袋		
稚内	11023	㈱中田組	利尻	資材	バリケード等	単管バリケード		200	m		
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.45㎡	5	台		㈱松田興業
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.7㎡	4	台		㈱松田興業
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	機材	運搬機械	ダンプトラック	4 t	1	台		㈱松田興業
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	機材	運搬機械	ダンプトラック	10 t	7	台		㈱松田興業
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	機材	運搬機械	タイヤショベル	3.0㎡	2	台		㈱松田興業
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	機材	運搬機械	タイヤショベル	1.0㎡	1	台		㈱松田興業
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	機材	クレーン・荷役機械	ラフタークレーン	70 t 吊	1	台		㈱松田興業
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	機材	クレーン・荷役機械	クローラークレーン	80 t 吊	1	台		
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	資材	土のう袋、ブルーシート	大型土のう	1㎡	50	袋		
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	資材	土のう袋、ブルーシート	PP土のう		500	袋		
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	資材	汚濁防止フェンス	中和剤等	15kg缶	5	缶		
稚内	11029	藤建設(株)	礼文	資材	汚濁防止フェンス	油吸着マット	50×50cm	300	枚		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.28㎡	1	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	掘削機・積込機	油圧ショベル	0.7㎡	1	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	盛土・整地用建設機械	タイヤドーザ	2.5㎡	1	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	運搬機械	クレーン装置付トラック	5 t 未満	1	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	締め固め機械	振動ローラ	1 t	1	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	ポンプ	水中ポンプ	鑄鉄製100V 口径50mm	2	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	電気・照明機器	発電機（エンジン式）	2.2kv	1	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	電気・照明機器	投光器	500w	3	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	電気・照明機器	水銀灯		2	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	電気・照明機器	ドラムコード等	100V	3	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	機材	その他陸上用一般建設機械	空気圧縮器	3.7㎡/min	1	台		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	土のう袋、ブルーシート	大型土のう	1.0㎡	50	袋		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	土のう袋、ブルーシート	PP土のう		800	袋		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	土のう袋、ブルーシート	ブルーシート	7.2×9.0m	20	枚		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	土のう袋、ブルーシート	ブルーシート	5.4×7.2m	20	枚		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	土のう袋、ブルーシート	ブルーシート	3.6×5.4m	20	枚		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	鋼材（仮設材、敷鉄板等）	敷鉄板	1.5×6m	5	枚		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	鋼材（仮設材、敷鉄板等）	ビエ足場	0.9×1.7m	50	組		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	バリケード等	単管バリケード	6m	10	組		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	バリケード等	カラーコーン		40	本		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	その他建設資材	安全ロープ	9mm	100	m		
稚内	11040	㈱吉安組	利尻	資材	その他建設資材	根固ブロック	2 t	15	個		

出典) 稚内建設協会